電気契約種別定義書

相馬ガスでんき動力プラン

東北電力エリア【低圧】

2026 年11 月1 日実施

株式会社グリージョン

目次

1　適用 1
2　実施期日 1
3　本定義書の変更 1
4　定義 1
5　単位および端数処理 1
6　電力需要 1
7　日割計算 3
8　その他 3
附則 4
別表 5

1　適用

(1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は，当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき，お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(2) 本定義書は，次の地域に適用します。ただし，電気事業法第2 条第1 項第8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
東北電力ネットワーク株式会社	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県

2　実施期日

本定義書は，2026　年11　月1 日から実施いたします。

3　本定義書の変更

(1) 当社は，本定義書を変更する場合には，供給約款2 （本約款等の変更）の定めに準じます。

(2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ，当社ホームページに廃止する旨および廃止日を掲載いたします。

(3) 本定義書の廃止にともなうお客さまへの説明および通知の方法については，供給約款38　（供給契約の変更）(2) の定めに準じます。

4　定義

供給約款3 （定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5　単位および端数処理

供給約款4 （単位および端数処理）に定める単位および端数処理は，本定義書においても同様といたします。

6　電力需要

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50　キロワット未満であること

ロ　1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10　アンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50　キロワット未満であること

ただし，1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が，技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50　キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3 相3 線式標準電圧200 ボルトとし，周波数は，標準周波数50　ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相2 線式標準電圧100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流単相3 線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ　契約電力は，原則として，契約主開閉器の定格電流にもとづき，供給約款別表2 （契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし，契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと当社が認める場合に限り，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1 年間を通じての最大の負荷，使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めることができるものとします。

ロ　電気の使用実態に応じ，イで定めた契約電力が不適切と当社が認める場合においては，当社はその理由を事前に通知の上，契約電力を変更することができるものとします。

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表1 （燃料費調整）(1) によって算定された燃料費調整額および供給約款別表1 （再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハ（省エネ割引）によって算定された省エネ割引額を差し引いたものとといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1 キロワットにつき	1,328 円24　銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1 月の季節別の使用電力量によって算定いたします。

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1 段階料金	最初の[契約電力×75]キロワット時までの1 キロワット時につき	28　円52　銭	27　円07　銭
第2 段階料金	[契約電力×75]キロワット時をこえる1 キロワット時につき	37　円06　銭	37　円06　銭

ハ　省エネ割引

省エネ割引額は，その1 月の使用電力量が契約電力1 キロワットあたり50 キロワット時以下である場合に，次により算定いたします。ただし，契約電力が0.5 キロワットの場合の省エネ割引額は，契約電力が1 キロワットの場合の省エネ割引額の半額といたします。

契約電力1 キロワットにつき	50　円00　銭

(5)　その他

契約主開閉器を無断で取り外し，または交換する行為その他これらに類する行為や，変圧器，発電設備等を介して電灯または小型機器を使用する行為があった場合には，不正利用として取り扱い，供給契約を解約することがあります。この場合，供給約款33　（違約金）に定める違約金をお客さまにお支払いいただきます。

7　日割計算

(1)　当社は，供給約款20　（料金の算定）(1)　イまたはロの場合は，供給約款21　（日割計算）にかかわらず，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表2　（日割計算の基本算式）(1)　イにより日割計算いたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，電力量区分については，別表2　（日割計算の基本算式）(1)　ロにより算定いたします。

ハ　省エネ割引は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし，省エネ割引適用区分については，別表2　（日割計算の基本算式）(1)　ハにより日割計算いたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表2　（日割計算の基本算式）(1)　ニにより算定いたします。

(2)　供給約款20　（料金の算定）(1)　イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日を含み，終了日を除きます。

8　その他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附則

1　制度対応項の経過措置

別表1 （燃料費調整）(4) に定める制度対応項は，2027 年3 月分の料金に係る計量期間等までは，0 円といたします。なお，2027 年4 月分の料金に係る計量期間等以降については，燃料費調整単価の内訳として，当社ホームページに掲載いたします。

2　本定義書の実施にともなう切替措置

2026 年10 月31 日以前から電気の供給が継続している場合，2026 年11 月分の料金の算定に適用する料金率は，6 （電力需要）(4) の定めにかかわらず，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

契約電力1 キロワットにつき	1,235 円84 銭

(2) 電力量料金

使用電力量		夏季料金	その他季料金
第1 段階料金	最初の[契約電力×75]キロワット時までの1 キロワット時につき	27 円22 銭	25 円77 銭
第2 段階料金	[契約電力×75]キロワット時をこえる1 キロワット時につき	35 円76 銭	35 円76 銭

(3) 省エネ割引

契約電力1 キロワットにつき	50 円00 銭

別表

1　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

燃料費調整額は，その1 月の使用電力量に(2)　によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，(3)　の燃料費調整項，(4)　の制度対応項，(5)　の離島ユニバーサルサービス調整項の合計といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(3)　燃料費調整項

イ　燃料費調整項の算定

(ｲ)　平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10　円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α ＋B×β ＋C×γ

A ＝各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

α ，β ，γ は，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
東北電力ネットワーク株式会社	0.0259	0.2563	0.8915

なお，各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ)　基準燃料価格

基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
東北電力ネットワーク株式会社	83,500円

(ﾊ)　燃料費調整項の算式

燃料費調整項は，次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

（ニ） 燃料費調整項の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整項は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整項適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整項適用期間
毎年1 月1 日から3 月31 日までの期間	その年の6 月分の料金に係る計量期間等
毎年2 月1 日から4 月30 日までの期間	その年の7 月分の料金に係る計量期間等
毎年3 月1 日から5 月31 日までの期間	その年の8 月分の料金に係る計量期間等
毎年4 月1 日から6 月30 日までの期間	その年の9 月分の料金に係る計量期間等
毎年5 月1 日から7 月31 日までの期間	その年の10 月分の料金に係る計量期間等
毎年6 月1 日から8 月31 日までの期間	その年の11 月分の料金に係る計量期間等
毎年7 月1 日から9 月30 日までの期間	その年の12 月分の料金に係る計量期間等
毎年8 月1 日から10 月31 日までの期間	翌年の1 月分の料金に係る計量期間等
毎年9 月1 日から11 月30 日までの期間	翌年の2 月分の料金に係る計量期間等
毎年10 月1 日から12 月31 日までの期間	翌年の3 月分の料金に係る計量期間等
毎年11 月1 日から翌年の1 月31 日までの期間	翌年の4 月分の料金に係る計量期間等
毎年12 月1 日から翌年の2 月28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2 月29 日までの期間）	翌年の5 月分の料金に係る計量期間等

ロ 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	基準単価
東北電力ネットワーク株式	1 キロワット時につき	19 銭7 厘

会社		

(4) 制度対応項

制度対応項は，当社が負担する次の費用を踏まえて，当社が定める値といたします。

イ　電力広域的運営推進機関の定款の定めにより，小売電気事業者に納入が求められる，容量市場（入札の実施により，将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組みをいいます。）における供給力の確保に係る拠出金

ロ　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第5 条およびエネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準を定める告示に対応するための費用

(5) 離島ユニバーサルサービス調整項

イ　離島ユニバーサルサービス調整項の算定

(ｲ)　離島平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10　円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α ＋B×β ＋C×γ

A ＝各離島平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝各離島平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝各離島平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格

α ，β ，γ は，次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
東北電力ネットワーク株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

(ﾛ)　離島基準燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの離島基準燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島基準燃料価格
東北電力ネットワーク株式会社	79,300円

(ﾊ)　離島調整上限燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は，次のとおりといたします。

供給区域	離島調整上限燃料価格
東北電力ネットワーク株式会社	119,000 円

(ﾆ)　離島ユニバーサルサービス調整項の算式

離島ユニバーサルサービス調整項は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整項の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

a　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格以下の場合

b　1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

（ホ）　離島ユニバーサルサービス調整項の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整項は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整項適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整項適用期間
毎年1 月1 日から3 月31　日までの期間	その年の6 月分の料金に係る計量期間等
毎年2 月1 日から4 月30　日までの期間	その年の7 月分の料金に係る計量期間等
毎年3 月1 日から5 月31　日までの期間	その年の8 月分の料金に係る計量期間等
毎年4 月1 日から6 月30　日までの期間	その年の9 月分の料金に係る計量期間等
毎年5 月1 日から7 月31　日までの期間	その年の10　月分の料金に係る計量期間等
毎年6 月1 日から8 月31　日までの期間	その年の11　月分の料金に係る計量期間等
毎年7 月1 日から9 月30　日までの期間	その年の12　月分の料金に係る計量期間等
毎年8 月1 日から10　月31　日までの期間	翌年の1 月分の料金に係る計量期間等
毎年9 月1 日から11　月30　日までの期間	翌年の2 月分の料金に係る計量期間等
毎年10　月1 日から12　月31　日までの期間	翌年の3 月分の料金に係る計量期間等
毎年11　月1 日から翌年の1 月31　日までの期間	翌年の4 月分の料金に係る計量期間等
毎年12　月1 日から翌年の2 月28　日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2 月29　日までの期間）	翌年の5 月分の料金に係る計量期間等

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

供給区域	単位	離島基準単価
東北電力ネットワーク株式会社	1 キロワット時につき	1 厘

(6) 燃料費調整単価の公表

当社は，(2) によって算定された燃料費調整単価，(3) によって算定された平均燃料価格および燃料費調整項，(4) によって算定された制度対応項，(5) によって算定された離島平均燃料価格および離島ユニバーサルサービス調整項を，当社ホームページに掲載いたします。

2　日割計算の基本算式

(1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金の日割計算

ロ　電力量料金の日割計算

なお，第1 段階料金適用電力量とは，使用電力量のうち，第1 段階料金を適用する電力量をいい，その単位は1 キロワット時とし，その端数は小数点以下第1 位で切り上げいたします。第1 段階料金適用電力量をこえる電力量には，第2 段階料金を適用いたします。

ハ　省エネ割引適用区分の日割計算

なお，省エネ割引適用電力量とは，省エネ割引を適用する基準となる電力量をいい，その単位は1 キロワット時とし，その端数は小数点以下第1 位で切り上げいたします。

ニ　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，料金の算定期間における使用電力量により算定いたします。

(2)　電気の供給を開始し，または供給契約が終了した場合の(1)　イからハにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

電気の供給を開始した日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給契約が終了した日の前日が含まれる計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数といたします。

(3)　供給約款19　（使用電力量の算定）(5)　の場合における，電気の供給を開始し，または供給契約が終了したときの(1)　イからハにいう暦日数については，(2)　の規程に準ずるものといたします。